

# リハビリテーションの振興に ご支援をお願いします

## 一般寄付

銀行振込と郵便振替による寄付です。

個人の場合は、確定申告時に寄付金控除が受けられます。

法人の場合は、損金算入限度額の2倍まで損金算入枠が拡大されます。

## お手軽寄付

当協会のウェブサイトから寄付ができます。

**クレジットカード**: クレジットカードから簡単に寄付ができます。

**ワンクリック**: クリックしていただければ、提携企業から1クリックにつき1円寄付していただけます。

## 賛助会員募集中

### 通常(団体)会員

会費1口10万円/年

### 個人会員

A会員 会費 ¥3,000/年

B会員 会費 ¥9,000/年

C会員 会費 ¥13,500/年

会員には、当協会の発行する雑誌の送付やシンポジウム・セミナー等の情報を提供させていただきます。

## 日本障害者リハビリテーション協会の事業

- ・障害者リハビリテーションに関する振興・調査研究
- ・障害者リハビリテーションに関する国際協力
- ・国際研修事業
- ・障害者リハビリテーションに関する情報収集・提供
- ・障害者団体等との協力
- ・全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)の運営
- ・障害者リハビリテーション振興基金の運営
- ・総合リハビリテーション研究大会の実施



## お問い合わせ先

公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052 東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523

<http://www.jsrpd.jp/>

# なるほど!! 転いずンボルマーク

街でよく見かける車いすのマーク。このマークは、国際シンボルマークといいます。障害のある人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマークです。障害のある人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会(RI)により採択されました。当協会は日本におけるこのマークの使用管理を委ねられており、このマークの正しい理解と普及に努めています。



商標登録第 1562455 号(T1562455)

## 公益財団法人

## 日本障害者リハビリテーション協会

# Q & A

## Q シンボルマークはいつできたの？

国際リハビリテーション協会（Rehabilitation International：RI）のI総会が1969年に採択しました。「各国ばらばらに使われているシンボルマークを統一したものとし、障害者の物理的環境改善のために使用しよう」という目的のもとに作成されました。

## Q 国際リハビリテーション協会って？

1922年に設立された、あらゆる障害を対象にした国際組織で、障害のある人々とリハビリテーションの専門家とが活動しています。障害者問題に関する国連の民間諮問機関でもあり、本部は、ニューヨークにあります。当協会が会員になっています。

## Q 日本ではいつ頃から普及したの？

1981年の国際障害者年を契機に障害者問題への関心が高まり、シンボルマークが広く使用されるようになりました。当協会が、国内の使用管理をRIから委ねられており、わが国のシンボルマークの正しい普及のための取り組みを行っています。

## Q 車いす使用者だけが使えるの？

すべての障害者が対象です。障害者が利用できる建築物、施設に貼ることができます。

## Q どんな建物に貼っていいの？

建築物へのアプローチに支障がないこと、入口が利用できること、施設が利用できること等の条件を満たした建物の入口に貼ることができます。具体的な基準は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）等に定められています。

## Q トイレやエレベーターの入口に貼ってもいいの？

トイレやエレベーター等建築物内の利用可能な施設の出入口に表示することも良いとされています。しかし、その施設まで障害者が支障なく行けるようになっていなければなりません。途中の通路に段差があって実際には使用できないといった場合は表示できません。

## Q マークがあれば障害者用区画に駐車していいの？

駐車場の障害者用専用区画は、車いす使用者など、ドアを全開にして乗り降りする必要がある方が利用できるように、一般の駐車区画より幅が広がっています。シンボルマークの有無に関係なく、乗降に広いスペースが必要ない場合は駐車しないようにお願いします。

## Q 車に貼っていると駐車違反にならないの？

シンボルマークは、道路の駐車禁止区域での駐車を認めるものではありません。駐車禁止除外については、各都道府県の公安委員会が交付する身体障害者等用除外標章が必要です。詳しくは、最寄りの警察署にお問い合わせください。

## Q 自家用車に貼ってもいいの？

個人の車に表示することは、国際シンボルマーク本来の主旨とは異なりますが、障害のある方が、車に乗車していることを、周囲の車等にお知らせする程度の意味になります。したがって、個人の車に表示しても、道路交通法上の規制を免れるなどの法的効力は生じません。ご理解の上ご使用下さい。

## Q 身体障害者マークとはどこが違うの？

身体障害者マークは、「四つ葉のクローバマーク」と言われ、道路交通法に定められています。「普通自動車を運転することができる免許を受けた人で、肢体不自由であることを理由に当該免許に条件を付されている人」は表示するように努める必要があります。

## Q 拡大したり縮小したりしてもいいの？

シンボルマークの大きさは、10cm以上45cm以下が望ましい、と定められています。しかし、縮小して雑誌や書籍などに掲載する場合や駐車スペース面に大きく書くような場合は拡大・縮小を認められています。

## Q デザインは変更してもいいの？

デザインを独自に変えたり書き足すことは許されていません。色を変更してもいけません。ただし、図柄全体を左右逆にするだけ、条件付きで認められています。当協会が商標権を取得していますので、変更は、商標権の侵害になりますのでご注意ください。